

土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○ 土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定有害物質）</p> <p>第一条 土壌汚染対策法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 カドミウム及びその化合物</p> <p>二 六価クロム化合物</p> <p>三 ククロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）</p> <p>四 二―クロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―一・三・五―トリアジン（別名シマジン又はCAT）</p> <p>五 シアン化合物</p> <p>六 N・N―ジエチルチオカルバミン酸S―四―クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）</p> <p>七 四塩化炭素</p> <p>八 一・二―ジクロロエタン</p> <p>九 一・一―ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）</p> <p>十 シス―一・二―ジクロロエチレン</p> <p>十一 一・三―ジクロロプロペン（別名D―D）</p> <p>十二 ジクロロメタン（別名塩化メチレン）</p> <p>十三 水銀及びその化合物</p> <p>十四 セレン及びその化合物</p> <p>十五 テトラクロロエチレン</p>	<p>（特定有害物質）</p> <p>第一条 土壌汚染対策法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 カドミウム及びその化合物</p> <p>二 六価クロム化合物</p> <p>（新規）</p> <p>三 二―クロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―一・三・五―トリアジン（別名シマジン又はCAT）</p> <p>四 シアン化合物</p> <p>五 N・N―ジエチルチオカルバミン酸S―四―クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）</p> <p>六 四塩化炭素</p> <p>七 一・二―ジクロロエタン</p> <p>八 一・一―ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）</p> <p>九 シス―一・二―ジクロロエチレン</p> <p>十 一・三―ジクロロプロペン（別名D―D）</p> <p>十一 ジクロロメタン（別名塩化メチレン）</p> <p>十二 水銀及びその化合物</p> <p>十三 セレン及びその化合物</p> <p>十四 テトラクロロエチレン</p>

- 十六| テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）
- 十七| 一・一・一―トリクロロエタン
- 十八| 一・一・二―トリクロロエタン
- 十九| トリクロロエチレン
- 二十| 鉛及びその化合物
- 二十一| 砒^ひ素及びその化合物
- 二十二| ふっ素及びその化合物
- 二十三| ベンゼン
- 二十四| ほう素及びその化合物
- 二十五| ポリ塩化ビフェニル（別名PCB）
- 二十六| 有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）

- 十五| テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）
- 十六| 一・一・一―トリクロロエタン
- 十七| 一・一・二―トリクロロエタン
- 十八| トリクロロエチレン
- 十九| 鉛及びその化合物
- 二十| 砒^ひ素及びその化合物
- 二十一| ふっ素及びその化合物
- 二十二| ベンゼン
- 二十三| ほう素及びその化合物
- 二十四| ポリ塩化ビフェニル（別名PCB）
- 二十五| 有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）